

外国人を雇用している事業者の皆さまへ 住民税の特別徴収にご協力ください

個人住民税の特別徴収とは？

個人住民税の特別徴収とは、事業主(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同様に、従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を給与天引きし、納入していただく制度です。

外国人を雇用する場合でも、日本人の従業員と同様に住民税の特別徴収を行っていただく必要がありますので、ご協力をお願いします。

外国人が退職・帰国(出国)するとき

事業者から、住民税の納め忘れがないよう以下の手続きをお願いします。

残りの住民税(特別徴収税額)の一括徴収

本人から申し出がある場合、退職時に支給する給与や退職金から残りの住民税を一括して徴収することができます。

※1月から5月に退職する場合、申し出の有無にかかわらず一括徴収をしていただく必要があります

納税管理人の選任

帰国する人が日本から出国するまでの間に住民税を納めることができない場合、出国する前に日本に居住する人の中から、自身の代わりに税金の手続きを行う人(納税管理人)を指定し、厚岸町に届け出る必要があります。

日本で働く外国人の皆さまへ

住民税とは、1月1日時点で厚岸町に住所があり、一定額以上の給料などをもらっている人であれば外国人でも厚岸町に支払う必要がある税金です。(1月2日以降に日本から出国した場合も同様です)

国民健康保険税とは、厚岸町に住所があり、国民健康保険に加入している人が厚岸町に支払う必要がある税金です。

もし、支払うべき住民税や国民健康保険税が支払われていない場合は、在留期間の更新申請などが許可されない場合があります。

こんなときには手続きが必要です



会社を辞めることになったとき



特別徴収により住民税を支払っている人が、会社を辞めることになった場合、未払いの住民税を普通徴収により支払う必要がありますが、会社に未払いの住民税全額を給与や退職金から差し引いてもらい、厚岸町に支払ってもらう方法(一括徴収)もあります。



日本から出国することになったとき



日本から出国するまでの間に住民税や国民健康保険税を支払うことができない場合、出国する前に日本に住んでいる人の中から、自分に代わって税金の手続きを行う人(納税管理人)を決めて、厚岸町に届け出る必要があります。

※各国の租税条約により、課税免除などに該当する人については、届け出が必要となります

問い合わせ

- 税額・減免・特別徴収に関するお問い合わせ／課税係
- 納税・口座振替に関するお問い合わせ／収納係